

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第245回 中国における国有企業の資産評価制度の調整

2024年1月30日、中国の国務院国有資産監督管理委員会は『中央企業の資産評価管理に関する事項の最適化に関する通知』（国資発産権規〔2024〕8号、以下「8号文書」）を公布し、各中央企業が当該通知の適用の対象範囲となるだけでなく、各地方の国有資産監督管理委員会も本通知を参照して執行することを求めています。このため中央の国有企業から地方の国有企業まで、全面的な影響が生じることが予想されます。日系企業が国有企業と取引を行う際に、資産評価が常に重要な影響を与えることが多いため、「8号文書」の内容について着目する必要があります。今回はそのポイントについて解説いたします。

◇国有企業との取引で資産評価の影響を受けた事例

日本本社A社と中国の国有企業B社はそれぞれA社80%、B社20%の出資比率で中国に合弁会社C社を設立しました。長年の経営を経て、A社はB社が保有しているC社の全持分を買い取り、C社を独資化したいと考えるようになりました。B社は保有するC社の持分を売却する方向で同意しましたが、資産評価会社が作成した評価結果をベースとして持分譲渡の協議を行い、決定したいと申し出てきました。B社が依頼した資産評価会社が評価業務を完了した後、A社はB社から評価報告書の原案を入手し、確認したところ、1点問題が見つかりました。評価会社は、C社の保有する不動産の価値を評価する際、比較法を採用し、比較対象として選んだ不動産の価値が高かった（地理的に有利である等の理由）ため、C社の不動産の価値が少なくとも500万元は過大に評価されてしまいました。交渉の結果、B社と資産評価会社は最終的にA社が提起した意見を認め、A社の認める資産評価結果の金額をベースに持分譲渡価格についての合意を達成することができました。

◇「8号文書」の内容で注目すべきポイント

1. 重大な資産評価プロジェクトの管理を強化し、国有企業の対外的なM&Aは、原則として重大な資産評価プロジェクトに組み入れなければならないとしました。かつ、国有企業は重大な資産評価プロジェクトの管理制度を制定または改訂し、国有資産監督管理委員会に報告しなければならないとしました。国有企業のグループ企業において資産評価管理業務を行う担当者は、重大な資産評価プロジェクトの各主要な作業段階に参加しなければならないとしました。
2. 国有企業が重大な資産評価プロジェクトの届け出を行う際、国有資産監督管理委員会に専門家の推薦を申請して、検証を行ってもらうことができ、国有資産監督管理委員会が必要と認識する場合には、プロジェクトに対して業務指導を実施できることになりました。
3. 資産評価を行わなくてもかまわない経済的活動（日系企業と関連性の高いもの）には、次のものがあります。
 - (1) 企業の本株主と同じ比率での増資や減資の場合。
 - (2) 有限責任会社全体を株式有限会社に変更するか、株式有限会社を有限責任会社に変更するものの、株主及びその持株比率が変わらない場合。
 - (3) 会社を解散し登録抹消する際に債務が生じていないか、既に債務を弁済し、かつ、非現金資産が異なる株主の間で分配されていない企業か、資産や負債が原株主から継承されている一人有限責任会社の場合。

(4) 公開入札方式を通じて譲渡を予定していたものの、ターゲット企業の資産の資本参加株及び簿面原価が500万元を下回る棚卸資産・固定資産等の企業情報を得られない、売却・賃貸によって公開で市場価格を得られる不動産の場合。

4. 国有企業及びその子会社に知的財産権・科学技術の成果・データ資産等の資産の譲渡、価格を設定しての出資、買収等の経済的行為が生じた場合、評価結果を価格設定の参考とする必要があります。3社以上の専門機関に諮問した結果、確かに評価方式によってターゲット企業の資産価値を評価することが難しい場合、公開入札取引・競売・引き合い・協議等方式を通じて取引価格を確定することができます。

5. 国有企業が資本参加している企業に譲渡か株式及び資産の譲り受けが生じ、非現金資産での出資、非国有株主の増資か減資、解散清算、非国有企業株式及び資産を買収する等の経済的活動を行う場合、国有株主の代表は、ターゲット企業に対して資産評価か評価額に関する株主の意見を発表する必要がありますが、最終的には資本参加している企業の意思決定が基準となります。

6. 資産評価を行う必要がある経済的活動に対し、国有企業は、評価結果をベースとして取引価格を確定する必要があります。国有企業の対外的な譲渡予定価格が評価結果の90%を下回るか、対外的な買収目標額が評価結果の110%を上回る場合、この取引を認可した機関より書面で同意を得る必要があります。

◇日系企業の皆様へのアドバイス

「8号文書」の内容から見て、日系企業と国有企業が取引を行う際に、資産評価を行う必要がある場合、この国有企業の上級の企業及び国有資産監督管理委員会による介入度が高まります。これによって取引の複雑さが増し、取引期間が長引く恐れがあるため、これに十分な注意を払い、適切な対策を講じる必要があります。

オートバイ上位10社に重慶の3社=23年の販売台数

中国のオートバイメーカーなどの業界団体、中国摩托車商会によると、ガソリン燃料で走るオートバイに関する2023年の国内メーカー販売台数ランキングで、上位10社に重慶市の大手3社が入った。重慶日報が26日伝えた。

販売台数の2位が隆◆（◆=品の口部分が金）、3位が宗申、8位が銀翔だった。3社の生産台数は計271万6000台だった。電動オートバイの販売台数ランキングでも、隆◆と宗申がトップテンに入った。（時事）

四川省、独シーメンス中国法人と産業スマート化へ提携

中国四川省政府は22日、ドイツ電機大手シーメンスの中国現地法人である西門子（中国）有限公司と、省内産業のスマート化などに向けて提携していく契約を交わした。川観新聞が23日に伝えた。

四川省は製造業のスマート化やデジタル産業、エコ化、スマート交通、関連人材育成などの分野でシーメンスの協力を得たい考えだ。

この契約により、双方は幅広い分野で協力体制を構築して四川省の産業のデジタル化、製造業の品質向上に向けた対策を進めていくという。（時事）